

## 北九州市特定建築物定期報告の状況等の公表に関する実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づく特定行政庁に対する特定建築物の定期調査の結果報告（以下「定期報告」という。）に係る提出状況等の公表について、必要な事項を定めるものとする。

### (公表対象の建築物)

第2条 公表の対象となる建築物は、法第12条第1項の規定により同項に規定する政令で定める建築物及び北九州市建築基準法施行細則（昭和46年11月1日規則第71号。）第8条第1項において特定行政庁が指定する建築物（以下「特定建築物」という。）のうち、首長が報告書を受領した特定建築物（及び報告を免除された特定建築物（建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第5条第1項に規定により同項各号のいずれかに該当する場合において2回目の報告時期を迎えないもの。））とする。

### (公表する事項)

第3条 公表する事項は、次に掲げる事項とし、別記様式によるものとする。

- (1) 特定建築物等の名称
- (2) 特定建築物等の所在地（丁目・町まで）
- (3) 特定建築物等の主たる用途
- (4) 対象年度における当該定期報告の有無又は免除の別
- (5) 次回報告の年度
- (6) その他都市戦略局長が必要と認める事項

### (公表の期間、時期)

第4条 公表する期間は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号から第3号まで及び第5号から第6号までに規定する事項は、当該特定建築物が第2条の特定建築物である間とする。
  - (2) 前条第4号に規定する事項は、当該特定建築物の報告年度の翌年度から次回報告年度の翌年度までとする。
- 2 定期報告の報告状況は当該年度分を次年度に公表するものとし、令和2年度分より公表を開始する。なお、公表日は都市戦略局建築指導課長が定める。

### (公表の方法)

第5条 公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) インターネットを利用して、北九州市ホームページにおいて閲覧に供する。
- (2) 都市戦略局建築指導課において閲覧に供する。

### (事前通知)

第6条 公表に当たっては、特定建築物の所有者又は管理者に対し、定期報告の提出通知等を通じて、公表する旨を事前に通知するものとする。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

### 附則

この要綱は、令和3年1月8日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年6月24日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

